

NPO法人 吉縁起村協議会 定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、NPO法人吉縁起村協議会という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を岡山県真庭市に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は、真庭市吉地区の住民福祉向上のため、2019年から活動を始めた諸活動をとおして中山間地域における農地保全・地域資源の開発・住民生活支援活動の維持・発展を図り、地域の生活環境と自然環境の改善に努めながら、人と自然の調和がとれた豊かな中山間地域社会づくりに寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1)農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- (2)環境の保全を図る活動
- (3)子どもの健全育成を図る活動
- (4)前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1)地域住民の福祉(健康増進・環境整備・鳥獣害対策等)に係る事業
- (2)中山間直接支払制度をとおした地域の農業振興に係る事業
- (3)過疎・高齢化に対応するデジタル技術を活用した事業

第3章 会 員

(種 別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業に賛助するために入会した個人及び団体

(入 会)

第7条 会員の入会について、特に条件は定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。
- 3 理事長は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

- 4 理事長は、第2項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して3年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退 会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除 名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。

- (1) この定款に違反したとき。
 - (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- 2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上9人以内
 - (2) 監事 1人以上2人以内
- 2 理事のうち1人を理事長とし、1人以上2人以内を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうち、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
- 5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職 務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 3 第1項の規定にかかわらず、任期満了前に、就任後2事業年度が終了した後の総会において後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とする。
- 4 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 5 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解 任)

第18条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。
- 2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。

2 職員は、理事長が任免する。

第5章 会 議

(種 別)

第21条 この法人の会議は、総会及び理事会の2種とする。

2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 会員の除名
- (4) 事業計画及び予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び決算
- (6) 役員の選任及び解任
- (7) 役員の職務及び報酬
- (8) 入会金及び会費の額
- (9) 借入金(その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第49条において同じ。)その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (10) 解散における残余財産の帰属
- (11) 事務局の組織及び運営
- (12) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第24条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 監事が第15条第5項第4号の規定に基づいて招集するとき。

(総会の招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときには、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第26条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することはできない。

(総会の議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は正会員が、総会の目的である事項について提案した場合において、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(総会での表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第27条、第28条第2項、第30条第1項第2号及び第50条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(総会の議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数(書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2人が、記名押印又は署名しなければならない。
 - 3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録による同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日及び正会員総数
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

(理事会の構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第32条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第33条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(理事会の議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会での表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条第2項及び次条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(理事会の議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が記名押印又は署名しなければならない。

第6章 資 産

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第40条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種とする。

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第7章 会 計

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(会計の区分)

第43条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計の1種とする。

(事業年度)

第44条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第45条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第46条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

- 2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第47条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第49条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第50条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地(所轄庁の変更を伴うものに限る。)
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項(定数に係るものを除く。)
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項(残余財産の帰属すべき者に係るものに限る。)
- (10) 定款の変更に関する事項

(解 散)

第51条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の議決を経なければならない。
- 3 第1項第2号の事由によりこの法人が解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第52条 この法人が解散(合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において議決したものに譲渡するものとする。

(合 併)

第53条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第54条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページにおいて行う。

第10章 雑 則

(細 則)

第55条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事長	鈴木 昌徳
副理事長	藤原 元夫
副理事長	松下 幸一
理 事	杉原 弘明
理 事	木下 真江
理 事	田所 めぐみ
理 事	杉原 延一
理 事	高畑 幸治
理 事	岡田 浩三
監 事	伊賀 基之

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から令和9年3月31日までとする。

4 この法人の設立当初の事業年度は、第44条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から令和8年3月31日までとする。

5 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第45条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定の関わらず、次に掲げる額とする。

(1)正会員入会金	1000円
(2)正会員会費	1000円
(3)賛助会員入会金	1000円
(4)賛助会員会費	1000円(1口)

(縦覧用)

役 員 名 簿

NPO法人 吉縁起村協議会

No.	役職名	フリガナ 氏 名	住 所 又 は 居 所	報酬の有無
1	理事長	スズキ 昌徳 鈴木 昌徳	非公表	有
2	副理事長	フジワラ 元夫 藤原 元夫		有
3	副理事長	マツシタ コウイチ 松下 幸一		有
4	理 事	スギハラ ヒロアキ 杉原 弘明		無
5	同	キノシタ マサエ 木下 真江		無
6	同	タドコロ めぐみ 田所 めぐみ		無
7	同	タカハタ コウジ 高畑 幸治		無
8	同	スギハラ ノブイチ 杉原 延一		無
9	同	オカダ コウソウ 岡田 浩三		無
10	監 事	イガモト ユキ 伊賀 基之		無

設 立 趣 意 書

1. 趣 旨

過疎化と高齢化が進む典型的な中山間地域である岡山県真庭市南部の吉地区で、平成31年(2019年)2月に地域住民15名の有志が集い、地域住民が幸福感を感じられる活動に取り組もうと始動したことがNPO法人の設立を目指す「吉縁起村協議会」の原点と言えます。

活動当初、本団体は「地域おこし隊 吉縁起村」と称し、地域おこし活動に3年間取り組み、住民有志で地区案内板の設置、神社仏閣のアクセス道の整備、県道沿い河川の清掃活動等を実践し、情報の共有化を図るため「吉縁起村新聞」を毎月発行し、その活動を地域住民に理解と協力を求めてきました。令和3年(2021年)度には、地域活性化活動を通して住民の福祉向上を図る事業を岡山県主催「美作国公募創生提案事業」に応募したところ採択され、また「中山間直接支払制度」の事務局を担当することで農用地耕作者への支援活動が充実し、地域における本団体の活動が着実に認知され支援されるようになりました。令和4年秋には、農林水産省から中山間地域対象「農村型地域運営組織(農村RMO)」(3年間の助成金交付)の紹介を頂き、岡山県で最初の認定団体になり、これを機に「吉縁起村協議会」に改称しました。また令和6年度には総務省から「過疎対策支援ネットワーク圏構築事業」の助成金を受けて、真庭市内にデジタル化社会の先駆的な店舗である無人ストアを3店舗開設しました。現在は①中山間農用地保全、②地域資源開発、③地域住民の生活支援・福祉向上の3つの目的を実行するため、地域4団体が協力して地域振興を図っています。

令和6年度末で農林水産省と総務省からの交付金が終了し、令和7年度からは十分な活動資金を蓄えられない状況下で、活動を続けなくてはならない事態が生じています。そこで、前述の3つの目的を達成するため、これまで開発し取り組んだ特産品をどのようにして販路を拡大していくか、併せて新設の無人ストアのシステム運用経費をどのように賄いながら住民活動を充実発展していくか、が大きな課題となっています。

そこで目的達成のため、地域の子供を対象とした寺子屋での学習指導や住民対象のイベント開催、また特産品のホームページ掲載や物産展等に積極的に出品し販路拡大を図りながら広報活動を展開します。併せて、中山間地域の人材不足解消の一助として導入したデジタル化「無人ストア」の有効性を広く中山間地域社会に普及し、独居老人など買い物困難者への一助となって中山間地域における未来型店舗運営のモデルになれるよう計画的に取り組んでいきます。

「吉縁起村協議会」を構成する会員で今後の組織のあり方を諮った結果、一層地域社会の維持発展に貢献でき、公共性が優先されるNPO法人で申請することが妥当だとの結論に至りました。NPO法人になれば、その性質上、社会的信頼度が向上し、岡山県や真庭市からの業務委託も受けやすくなり、「人と自然の調和がとれた豊かな中山間地域社会づくり」に今まで以上に寄与しながら、地域福祉向上に貢献できる団体になれると判断し、申請いたしました。

2. 申請に至るまでの経過

平成31年(2019年)	2月	地域住民有志15名で「地域おこし隊 吉縁起村」を任意団体として発足
令和元年(2019年)	5月	吉地区神社仏閣等への案内板を有志による会費で自主製作し設置
令和 2年(2020年)	2月	吉地内相愛地区入口に「休憩処」を真庭市助成金で設置
令和 3年(2021年)	4月	「美作国創生公募提案事業」に採択され、事業開始
		「中山間直払制度岩坪・林協定」事務局担当
	12月	「津田地区子ども会ウォーキング大会・クリスマス会」開催
令和 4年(2022年)	9月	岡山県美作県民局にて「美作国創生公募提案事業」結果発表会出席し 評価委員会から高い評価を得る
	11月	農林水産省「農村型地域運営組織(農村RMO)」岡山県第1号認可団体 「吉縁起村協議会」を設立(加入団体:吉縁起村、中山間岩坪・林協定、 津田地区コミュニティ交通協議会、猟友会落合支部津田班の4団体)
	12月	第1回農村RMO全国研修会(東京) 参加
令和 5年(2023年)	2月	「吉地区将来ビジョン」を5回のワークショップで作成
	7月	「吉地区納涼まつり」主催 住民参加6割で高評価
	8月	農林水産省農村振興局 長井局長(現同省事務次官)視察のため来村
	9月	地域管理構想に基づく「吉地区実態調査(水路・空き家・圃場)」
	10月	中四国農政局主催「中四国農村RMO活動報告会」で実践活動報告 (YouTubeに同時配信)
		農村型未来店舗(デジタル無人店舗)を吉地区に西日本初の店舗として 開設(店舗名:「スマート♡縁起村」) 山陽新聞・真庭いきいきテレビ報道
	11月	第2回農村RMO全国研修会(東京) 参加
令和6年(2024年)	1月	中四国農政局 仙台局長視察のため来村
	3月	全国農業新聞3月22日「吉縁起村協議会」の活動が第1面全面で紹介

「農林水産白書」農村振興の部で「吉縁起村協議会」の活動が掲載

居酒屋「吉笑」3月30日開設(地域住民の居場所憩いの広場として)

4月 農事組合法人「寄江原」と生姜の作付け準備でコラボレーション活動

7月 第2回「吉地区納涼まつり」、「自主防災」啓発ワークショップ開催

8月 土地改良事業団体連合会 視察のため来村(中四国農政局・県随行)

第3回農村RMO全国研修会(東京) 参加

9月 岡山県立大学「吉備の杜プロジェクト」の学生実習先として受入れ

国土交通省より斎藤課長補佐が地域管理構想の一環で視察訪問

10月 吉地区ため池の「かいぼり調査」と「環境DNA調査」実施 児童生徒30人

11月 県立大学院生長塩さん 縁起村生産の翠王を活かした食品開発を紹介

12月 農林水産省主催「ディスカバー農山漁村の宝」アワード

特別賞「農村RMO賞」受賞

令和7年(2025年) 1月 首相官邸にて「ディスカバー農山漁村の宝」表彰式出席

2月 中山間岩坪・林集落協定 構成員による「複合柵設置」作業に従事

吉縁起村協議会の構成員間で法人化への意思確認

3月 中四国農政局主催「ディスカバー農山漁村の宝」認定団体活動発表会にて

吉縁起村(協議会)5年間の活動を発表

5月 NPO法人化に向けた設立総会を開催

令和7年(2025年)5月8日

NPO法人 吉縁起村協議会

設立代表者 岡山県真庭市吉2808番地1

氏名 鈴木昌徳

令和7年度事業計画書

法人成立の日から令和8年3月31日まで

NPO法人 吉縁起村協議会

1 事業実施の方針

真庭市吉地区の住民福祉向上のため、5年前から活動をはじめた諸活動をとおして中山間地域における農地保全・地域資源の開発・住民生活支援活動の維持発展を図り、地域の生活環境と自然環境の改善に努めながら人と自然の調和が取れた豊かな中山間地域社会づくりに寄与する。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	事業内容	実施予定 日 時	実施予定 場 所	従事者の 予定人数	受益対象者の 範囲及び 予定人数	支 出 見 込 額 (千円)
地域住民の福祉 (鳥獣害対策等) に係る事業	案山子コンテスト	9月7日	県道370号 線沿い	制作者15名 設営者10名	吉地区住民 80名	100
中山間地域の振 興を図る事業	田畑の草刈り活動 と住民交流会	5月11日 7月13日	吉地区田畑 と立寄処	20名(各回)	中山間協定 加入者20名	40
	特産品さつまいも (翠王)植付・収穫	6月14日 10月11日	吉協定内の 畑数か所	20名(各回)	当協議会 関係者20名	370
	水路河川清掃作業	3月7日	協定内水路 と大谷川	20名	吉地区住民 60名	20

過疎・高齢化に 対応するデジタ ル技術を活用し た事業	無人ストア運営	通年	①真庭市吉 本店 ②真庭市役 所店 ③白梅体育 館店 ④勝山駅店	15名	当協議会 15名	1,880
--	----------------	-----------	--	------------	--------------------------	--------------

令和8年度事業計画書

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

NPO法人 吉縁起村協議会

1 事業実施の方針

真庭市吉地区の住民福祉向上のため、5年前から活動をはじめた諸活動をとおして中山間地域における農地保全・地域資源の開発・住民生活支援活動の維持発展を図り、地域の生活環境と自然環境の改善に努めながら人と自然の調和が取れた豊かな中山間地域社会づくりに寄与する。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	事業内容	実施予定 日 時	実施予定 場 所	従事者の 予定人数	受益対象者の 範囲及び 予定人数	支 出 見 込 額 (千円)
地域住民の福祉 (健康増進等) に係る事業	追跡ハイキング兼 ウォーキング大会	11月24日	吉地区神社 仏閣・歩道	20名	落合地域の親 子 50名	80
中山間地域の振 興を図る事業	田畑の草刈り活動 と住民交流会	5月11日 7月13日	吉地区田畑 と立寄処	20名(各回)	中山間協定 加入者20名	40
	特産品さつまいも (翠王)植付・収穫	6月14日 10月11日	吉協定内の 畑数か所	20名(各回)	当協議会 関係者20名	390
	水路河川清掃作業	3月7日	協定内水路 と大谷川	20名	吉地区住民 60名	20

過疎・高齢化に 対応するデジタ ル技術を活用し た事業	無人ストア運営	通年	①真庭市吉 本店 ②真庭市役 所店 ③白梅体育 館店 ④勝山駅店	{ 15名	当協議会 15名	1,880
--------------------------------------	---------	----	--	-------	-----------------	-------

設立当初の事業年度 活動予算書
法人設立の日から令和8年3月31日まで

NPO法人 吉縁起村協議会
(単位：円)

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費		30,000	
2. 受取寄附金			
受取寄附金		600,000	
3. 受取助成金等			
受取補助金		450,000	
4. 事業収益			
地域活性化事業収益	10,000		
視察受入収益	120,000		
中山間直払事業収益	900,000		
多面的機能支払事業収益	400,000		
売上高	500,000	1,930,000	
5. その他収益			
受取利息	100		
雑収益	0	100	
経常収益計			3,010,100
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
作業日当	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
諸謝金	250,000		
会議費	20,000		
事業用材料費等	410,000		
中山間直払事業材料費	300,000		
店舗使用料	480,000		
システム使用料	900,000		
消耗品費	40,000		
通信費	10,000		
その他経費計	2,410,000		
事業費計		2,410,000	
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	0		
事務手当	300,000		
人件費計	300,000		
(2) その他経費			
会議費	50,000		
旅費交通費	100,000		
水光熱費	200,000		
その他経費計	350,000		
管理費計		650,000	
経常費用計			3,060,000
当期正味財産増減額			-49,900
設立時正味財産額			0
次期繰越正味財産額			-49,900

令和8年度 活動予算書
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

NPO法人 吉縁起村協議会
(単位：円)

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費		30,000	
2. 受取寄附金			
受取寄附金		600,000	
3. 受取助成金等			
受取補助金		450,000	
4. 事業収益			
地域活性化事業収益	10,000		
視察受入収益	140,000		
中山間直払事業収益	900,000		
多面的機能支払事業収益	400,000		
売上高	600,000	2,050,000	
5. その他収益			
受取利息	100		
雑収益	0	100	
経常収益計			3,130,100
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
作業日当	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
諸謝金	250,000		
会議費	20,000		
事業用材料費等	410,000		
中山間直払事業材料費	300,000		
店舗使用料	480,000		
システム使用料	900,000		
消耗品費	40,000		
通信費	10,000		
その他経費計	2,410,000		
事業費計		2,410,000	
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	0		
事務手当	300,000		
人件費計	300,000		
(2) その他経費			
会議費	50,000		
旅費交通費	100,000		
水光熱費	200,000		
その他経費計	350,000		
管理費計		650,000	
経常費用計			3,060,000
当期正味財産増減額			70,100
前期繰越正味財産額			-49,900
次期繰越正味財産額			20,200